

産業廃棄物処分業（北海道・旭川市）

特別管理産業廃棄物処分業（北海道）

1. 事業の全体計画

当社は旭川市及び上川郡当麻町に中間処理場を運営し、旭川市及び周辺地域で発生する建設廃材をはじめ、多くの産業廃棄物を処分しています。

受け入れた廃棄物は可能な限り資源化して売却します。木くずは破碎してボイラー用燃料や牛床マットとして、コンクリートがらは再生砕石として路盤材に、金属くずや発泡スチロールは減容して素材資源として売却します。

処理場へ運搬された産業廃棄物は種類ごとに保管し、その後適切な方法で処分します。資源化不能な廃棄物は破碎後、お客様が指定する最終処分場で埋立処分します。

処理事業は委託契約を締結した事業者とのみ行い、排出者からマニフェストを受けて処分します。処分に伴う施設の稼働や廃棄物の保管は、廃棄物処理法に基づき適正に行い、周辺環境に影響を及ぼさないようにします。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等
産業廃棄物（北海道）

産業廃棄物の種類	処分量/月	性状	処分方法
がれき類	9,600t	固形	破碎
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	9,600t	固形	破碎
廃油	10m ³	液体	精製

特別管理産業廃棄物（北海道）

産業廃棄物の種類	処分量/月	性状	処分方法
廃油	200m ³	液体	精製

産業廃棄物（旭川市）

産業廃棄物の種類	処分量/月	性状	処分方法
廃プラスチック類	700m ³	固形	破碎
	10m ³	固形	圧縮
	10m ³	固形	溶融
紙くず	10m ³	固形	破碎
木くず	1,000m ³	固形	破碎
繊維くず	20m ³	固形	破碎
金属くず	30t	固形	破碎
	15t	固形	圧縮
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10m ³	固形	破碎
石膏ボード（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず）	30t	固形	破碎・分離
混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	10m ³	固形	選別

3. 処分業務の具体的な計画

○処分業務を行う時間

原則として、7：00から19：00とする。

○休業日

日曜日とする。

○受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、保存し、マニフェストごとに実績帳簿を整備する。

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

○必要に応じて散水を行い、ホコリの発生を防ぐ。

○積み卸しや投入時は丁寧に作業し、騒音・振動の発生低減に努める。

○搬入・搬出時の車輛の制限速度を30キロ以下とする。（当麻事業所）

(2) 保管施設において講ずる措置

○飛散・流出・悪臭防止措置を講じ、近隣へ迷惑を掛けないようにする。

○委託を受けた廃棄物と自社から排出した廃棄物を分けて保管し、確実に区別する。

○「産業廃棄物保管施設ガイドライン」の記載事項を順守する。（保管上限及び保管高さ、保管施設の構造基準など）

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当施設無し。

産業廃棄物収集運搬業（北海道・旭川市）

特別管理産業廃棄物収集運搬業（北海道・旭川市）

1. 事業の全体計画

旭川市及び周辺地域の建設現場や病院などから多くの産業廃棄物を収集運搬しています。収集した廃棄物は、旭川市及び周辺地域の自社中間処理施設や焼却業者、最終処分場へ運搬しています。お客様との委託契約に基づき、積替保管施設で資源物や廃棄物を選別します。

処理事業は委託契約を締結した事業者とのみ行い、排出者からマニフェストを受けて収集します。収集運搬及び積替保管は、廃棄物処理法に基づき適正に行い、周辺環境に影響を及ぼさないようにします。

2 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び運搬量等

産業廃棄物（北海道・旭川市）

産業廃棄物の種類	処分量/月	性状
燃え殻	0.1t	固形
汚泥	0.2m ³	泥状
廃油	50L	液状
廃酸	0.1m ³	液状
廃アルカリ	0.1m ³	液状
廃プラスチック類	4t	固形
紙くず	0.2t	固形
木くず	5t	固形
繊維くず	0.1t	固形
動植物性残さ	0.2t	固形
ゴムくず	0.05t	固形
金属くず	1.5t	固形
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1t	固形
がれき類	2t	固形
動物の死体	0.05t	固形
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）	0.2t	固形
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	0.2t	固形
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	2t	固形

特別管理産業廃棄物（北海道・旭川市）

産業廃棄物の種類	処分量/月	性状
廃油	200L	液状
廃酸	200L	液状
廃アルカリ	200L	液状
汚泥	200L	泥状
鋳さい	200L	固形

燃え殻	200L	固形
ばいじん	200L	粉末
感染性廃棄物	280L	固形
廃石綿等	300L	固形

3 運搬容器

産業廃棄物（北海道・旭川市）

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
クローズドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリ	200L	金属製
オープンドラム缶	燃え殻、汚泥	200L	金属製、蓋付き
蓋付角形ポリ容器	動物の死体、動植物性残さ	50L	
トンバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	1000L	
ポリ袋	石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	850cm×1280cm	厚さ0.15mm以上 二重梱包 破碎しないで梱包する。

特別管理産業廃棄物（北海道・旭川市）

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ペール缶	廃油、汚泥	20L	金属製
	銻さい、燃え殻、ばいじん	20L	プラスチック製
ドラム缶	廃油	200L	金属製（クローズ）
	汚泥、銻さい、燃え殻、ばいじん	200L	金属製（蓋付）
ポリタンク	廃酸、廃アルカリ	20L	ポリエチレン
専用ポリ容器	感染性廃棄物	角形：50L	
専用ポリ袋	廃石綿等	850cm×1280cm	厚さ0.15mm以上 二重梱包 破碎しないで梱包する。

4 収集運搬業務の具体的な計画

○収集運搬業務を行う時間

原則として、午前7：00から19：00とする。

- 休業日
日曜日とする。
- 受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、保存し、マニフェストごとに実績帳簿を整備する。
- 運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じるとともに、車両に表示を設置し、許可証の写し、マニフェストを携帯する。
- 塵芥車以外のすべての車両で石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を運搬する。

5 環境保全措置の概要

産業廃棄物

- 廃棄物の形状、性状に応じて、容器を使用、シートを掛けロープで固定するなど、飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。
- 騒音・振動等によって周囲の環境に支障が生じないように運搬する。
- 悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉塵等の発生防止を図る。
- 運搬車両・運搬容器は、定期的に洗車・清掃を行う。
- 運搬中の事故防止のため、2時間を超えて10分以上の休憩をとる。
- 法定速度を遵守する。
- 過積載にならないよう注意する。

特別管理産業廃棄物

- 飛散・流出を防止するため、容器に密封する。
- 感染性産業廃棄物を運搬する際は、冷蔵冷凍車を使用し温度管理を行う。
- 廃バッテリーを運搬する際は、パレットに載せ、シートで覆い、ロープで固定する。

石綿含有産業廃棄物・廃石綿の収集運搬について

- 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に沿って収集運搬する。
- 飛散・流出しないようにする。
 - 悪臭、騒音・振動によって周囲の環境に支障が生じないように運搬する。
 - 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにする。
 - その他のものと混合しないように区分して収集運搬する。
 - プラスチック袋等の積込みは原則として人力で行い、重機を使用する場合はフレコン等を利用し重機が直接プラスチック袋に触れないようにする。（廃石綿）
 万一、プラスチック袋等の破損が生じた場合、速やかに散水等により湿潤化させ新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。（廃石綿）
 破損のないシートでプラスチック袋を包み込むように覆う。（廃石綿）
 運搬容器を使用する場合は転倒等しないように固定する。容器が破損した時は排出業者へ速やかに連絡する。（廃石綿）
 - 変形・破断しないよう原型のまま整然と積込み・荷降ろしを行う。（石綿含有廃棄物）
 シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止を行う。（石綿含有廃棄物）
 パッカー車等への投入を行わない。（石綿含有廃棄物）
 廃棄物が大きい等によりやむを得ず切断等が必要な場合は散水等により湿潤化して、積込みに必要な最低限度の破砕又は切断を行う。（石綿含有廃棄物）
 運搬時にプラスチック袋が破損した場合は、使用していたシートを廃石綿等として処

理する。荷降ろし後は、荷台等を清掃する。（石綿含有廃棄物）

○運搬車は運搬する廃棄物の形状に応じた構造であり、飛散防止のためのシート掛けができるものとする。他の廃棄物と混載する場合は、仕切りを用いて混ざらないようにする。運搬時に荷台での転倒等を防止するための措置を講じる。（石綿含有廃棄物）

○やむを得ない場合を除き、原則積み替え保管を行わない。（廃石綿）